

少額減価償却資産と一括償却資産

「平成 30 年度税制改正」で少額減価償却資産の特例が 2 年間延長されました。(平成 32 年 3 月 31 日まで) その概要は以下の通りです。

1. 取得価額 30 万円未満の特例概要

この制度は、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」といいます。

取得価額が 30 万円未満である減価償却資産を平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得し、事業の用に供した場合に適用されます。



2. 適用対象法人

青色申告者である中小企業者等に限られます。中小企業者とは次に掲げる法人です。

(1) 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人および 2 以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人を除く。

(2) 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

* 大規模法人とは、資本金の額もしくは出資金の額が 1 億円を超える法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいう。

3. 対象資産と限度額

対象となる資産は、取得価額が 30 万円未満の減価償却資産です。

ただし、事業年度における取得価額の合計額が 300 万円に達するまでの取得価額の合計額が限度となります。

4. 適用手続き

この制度の適用を受けるためには、法人税の確定申告書に『別表十六(七)少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書』を添付する必要があります。

5. 少額減価償却資産の会計処理方法

少額減価償却資産の取得価額の判定は、消費税の会計処理(税込経理方式又は税抜経理方式)によって異なります。

例えば、税込 31 万 3200 円(税抜価格 29 万円)のパソコンを購入した場合、取得価額は税込経理方式の場合は 31 万 3200 円、税抜経理方式の場合は 29 万円でそれぞれ判定されます。

少額減価償却資産の他に一括償却資産という制度もあります。概要は以下の通りです。

一括償却資産とは、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産について、個別に減価償却をせずに、使用した年から 3 年間にわたって、その年に一括償却資産に計上した資産の取得価額の合計額の 3 分の 1 を必要経費に計上していくもののことをいいます。取得価格ごとの選択肢をまとめると以下の通りです。

中小企業者等が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産を取得したときは、
通常減価償却を行う。
一括償却資産とする。
少額減価償却資産の特例を適用する。

中小企業者等が 20 万円以上 30 万円未満の減価償却資産を取得したときは、
通常減価償却を行う。
少額減価償却資産の特例を適用する。

少額減価償却資産の方が一括償却資産より有利に思えますが、一括償却資産には地方税の償却資産税が非課税になるメリットがあります。どの制度を選択するかは、遠慮なく弊社担当者にご相談ください。

余談ですが、普段の経理処理では、それぞれ「少額減価償却資産費」、「一括償却資産費」という費用勘定を作って処理すると、わかりやすいのでお勧めします。

(文責：横浜西支店 徳永文則)